

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十二年十二月十五日
平成〇・一三パーセント
額面金額百円につき百円

年 年
期とし、次の算式により算出する。
期が銀行休業日に当たるとときは、支払額の計算に該する。
期が銀行休業日に当たるとときは、支払額の計算に該する。

発行日
価格

發行額
最低額面金

用等の振替法の適性の條項及びその根拠の発行の根拠の号稱及び記述

財務大臣
野田佳彦

個人向け利付国庫債券（固定・
三年）（第六回）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。
以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
額面金額で二百六十七億千六百四十万円
一万円

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.13}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

×
365

(二) 平成二十四年六月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

百十八号)による災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債十箇個を有する者があつても、当該個人向け国債の行わ
れじしだった金額と算式により算出され。次の区分に応じた買取金額は、平成二十三年六月十五日から平成二十三年十二月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額

(二) 前までの場合

合計金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行

十八